

公 示

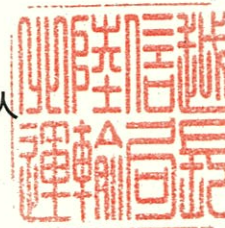
公示第8号

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

令和7年4月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別 紙

法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について

新	旧
公 示 公示第 1 2 号 法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について 法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 営業区域（略） 2. 営業所（略） 3. 事業用自動車（略） 4. 最低車両数（略）	公 示 公示第 1 2 号 法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について 法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. 営業区域（略） 2. 営業所（略） 3. 事業用自動車（略） 4. 最低車両数（略）

5. 自動車車庫（略） 6. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設 （１）～（２）（略） （３）事業計画に照らし運転者及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第15条の2に規定する特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。 （４）～（５）（略） <u>7. 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> <u>施行規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されていること。</u> <u>8. 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い</u> （１）<u>施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の1第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。</u> （２）<u>特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切なものであること。</u> （３）<u>特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えられていること。</u>	5. 自動車車庫（略） 6. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設 （１）～（２）（略） （３）事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。 （４）～（５）（略） （新設） （新設）
--	---

9. 管理運営体制

- (1) 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、12. (1) の法令試験に合格した者であること。
- (2) 営業所ごとに運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき局長が指定する地域において、法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するものであり、これを職務経歴書等の提出により確認できるものであること。
- (3) ～ (10) (略)

10. 運転者等

- (1) 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。また、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。これらの場合の計画は、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- (2) 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

7. 管理運営体制

- (1) 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、10. (1) の法令試験に合格した者であること。
- (2) 営業所ごとに旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。) 第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき局長が指定する地域において、法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するものであり、これを職務経歴書等の提出により確認できるものであること。
- (3) ～ (10) (略)

8. 運転者

- (1) 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。この場合の計画は、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- (2) 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

1 1. 資金計画（略）

1 2. 法令遵守（略）

1 3. 損害賠償能力（略）

1 4. 適用等（略）

1 5. 申請時期等

（１）申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第３条第１項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1 4.（１）又は（３）により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わない。

（２）（略）

1 6. 許可に付した条件の変更等

（１）上記の許可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記１．～1 5.の定めによることにより審査することとする。

（２）（略）

1 7. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記１．～1 6.のほか、挙証等のために必要

9. 資金計画（略）

1 0. 法令遵守（略）

1 1. 損害賠償能力（略）

1 2. 適用等（略）

1 3. 申請時期等

（１）申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第３条第１項の規定による特定地域（以下「特定地域」という。）に指定されている地域を営業区域とする申請（1 2.（１）又は（３）により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可をすることとなる申請を除く。）の受付は行わない。

（２）（略）

1 4. 許可に付した条件の変更等

（１）上記の許可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記１．～1 3.の定めによることにより審査することとする。

（２）（略）

1 5. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記１．～1 4.のほか、挙証等のために必要

最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。 附 則 （略） <u>附 則（令和 7 年 4 月 2 4 日付け公示第 8 号で一部改正）</u> <u>この公示は、令和 7 年 4 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。</u> （別 表）～（別添様式）（略）	最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。 附 則 （略） <u>（新設）</u> （別 表）～（別添様式）（略）
---	---